

高鍋町告示第34号

平成25年第4回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年12月3日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成25年12月9日(月)

2 場 所 高鍋町議会議場

---

○開会日に応招した議員

水町 茂君	徳久 信義君
岩崎 信や君	緒方 直樹君
池田 堯君	中村 末子君
黒木 正建君	後藤 隆夫君
青木 善明君	永友 良和君
時任 伸一君	八代 輝幸君
津曲 牧子君	柏木 忠典君
山本 隆俊君	

---

○12月11日に応招した議員

同上

---

○12月16日に応招した議員

同上

---

○12月17日に応招した議員

同上

---

○12月18日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成25年12月9日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 例月現金出納検査結果報告
  - (4) 定期監査結果報告
  - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 請願第1号 子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願
- 日程第5 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 議案第48号 西都児湯地域視聴覚教育協議会の廃止について
- 日程第7 議案第49号 尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業(操作体制整備型)の事務の委託の廃止について
- 日程第8 議案第50号 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型 尾鈴地区)の事務の委託について
- 日程第9 議案第51号 高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について
- 日程第10 議案第52号 高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定について
- 日程第11 議案第53号 社会教育委員設置条例の一部改正について
- 日程第12 議案第54号 高鍋町債権管理条例の制定について
- 日程第13 議案第55号 平成25年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第14 議案第56号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 例月現金出納検査結果報告

(4) 定期監査結果報告

(5) 町長の政務報告

日程第3 会期の決定

日程第4 請願第1号 子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願

日程第5 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 議案第48号 西都児湯地域視聴覚教育協議会の廃止について

日程第7 議案第49号 尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の委託の廃止について

日程第8 議案第50号 国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型 尾鈴地区）の事務の委託について

日程第9 議案第51号 高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について

日程第10 議案第52号 高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定について

日程第11 議案第53号 社会教育委員設置条例の一部改正について

日程第12 議案第54号 高鍋町債権管理条例の制定について

日程第13 議案第55号 平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）

日程第14 議案第56号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

---

出席議員（15名）

1番 水町 茂君	2番 徳久 信義君
3番 岩崎 信や君	5番 緒方 直樹君
6番 池田 堯君	7番 中村 末子君
8番 黒木 正建君	10番 後藤 隆夫君
11番 青木 善明君	13番 永友 良和君
14番 時任 伸一君	15番 八代 輝幸君
16番 津曲 牧子君	17番 柏木 忠典君
18番 山本 隆俊君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 間 省二君 事務局補佐 鳥取 和弘君  
議事調査係長 山下 美穂君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	萱嶋 稔君	教育委員長	……………	黒木 知文君
農業委員会会長	……………	渡瀬 俊弘君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長	……………	森 弘道君	政策推進課長	……………	壺岐 昌敏君
建設管理課長	……………	恵利 弘一君	農業委員会事務局長	…	長町 信幸君
産業振興課長	……………	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	…	宮崎守一朗君
町民生活課長	……………	三浦 敏君	健康福祉課長	……………	河野 辰己君
税務課長	……………	原田 博樹君	上下水道課長	……………	芥田 秀則君
教育総務課長	……………	三嶋 俊宏君	社会教育課長	……………	中里 祐二君

---

午前10時00分開会

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から、平成25年第4回高鍋町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、後藤隆夫議員。

○議会運営委員会委員長（後藤 隆夫君） 10番。おはようございます。議会運営委員会の結果につきまして御報告を申し上げます。平成25年第4回定例会の招集に伴いまして12月4日、午前10時から第3会議室におきまして、議会運営委員会を開催をいたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

今定例会に付議されました案件は同意が1件、協議会の廃止1件、事務の廃止・委託2件、指定管理者の指定2件、条例の改正・制定2件、平成25年度補正予算2件の合計10件が執行部より提出されました。このことに伴いまして、副町長及び関係課長にその概要の説明を求め、審議を行ったところでございます。会期日程、議事日程につきましては別紙予定表がお手元に配付されておりますが、出席委員全員、意見の一致を見たところでございます。今定例会が円滑に運営されますよう議員各位の御協力をお願いを申しあげまして、御報告といたします。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（山本 隆俊） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、池田堯議員、7番、中村末子議員を指名します。

---

**日程第2. 諸報告**

○議長（山本 隆俊） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣しましたので、これにより報告とします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたのでお手元に配付してあります。

次に、定期監査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員（黒木 輝幸君） 代表監査委員。おはようございます。地方自治法第199条第4項及び高鍋町監査委員条例第5条の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、監査委員2名を代表いたしまして、監査結果を御報告いたします。

監査の結果につきましては、平成25年11月25日付で、町長、町議会議長、教育長、農業委員会会長に報告書を提出いたしました。

監査結果報告書は皆様のお手元に配付されております。その概要について御報告申し上げます。

まず第1に、監査の対象及び重点事項としましたのは、本庁舎内9課3局、教育委員会2課、施設といたしまして高鍋町防災センター、高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設、高鍋町障がい者（児）基幹相談支援センター、高鍋浄化センター、高鍋町農産物加工施設の備品の管理状況についてでございます。

第2に、監査の期間でございますが、平成25年7月29日及び平成25年10月21日から平成25年10月25日まで、実質監査期間日数6日間でございます。

第3に、監査の方法でございますが、各課、局の関係者立ち会いのもと、備品管理簿、備品整理表と現物の照合をいたしました。

第4に、監査の結果について申し上げます。各課、局、施設とも高鍋町財務規則に基づいた分類方法により、備品管理簿、備品管理カードは整理をされておまして、備品の現在高は備品管理簿と一致し、正確かつ適正に管理されていることを認めました。なお、既に使用不能な物品も見受けられましたので、廃棄処分等適切に処理されるよう申し添えます。

また、膨大な点数の備品を管理する上で、コンピューターの活用を検討されることを提言をいたします。なお、今回監査の対象となりました備品の現在高は別表のとおりでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（小澤 浩一君） おはようございます。平成25年9月1日から11月30日まで

の政務について御報告申し上げます。

まず、※第47回町民の日記念式典及び第46回高鍋町社会福祉大会についてでございますが、10月1日、高鍋町美術館で開催いたしました。多くの町民の皆様に御出席をいただき、さまざまな分野で貢献された方々を表彰いたしました。

次に、高鍋城灯籠まつりについてでございますが、10月12日から13日にかけて開催されました。晴天にも恵まれ、幻想的な風景が約5万人の心を魅了しました。また、米沢市長、串間市長、朝倉市議会議長様を初め、姉妹都市や秋月家の皆様方との交流会も開催し、さらなる親交を深めることができました。

次に、畜魂慰霊祭及び口蹄疫埋却地再生整備工事起工式についてでございますが、10月16日、中尾地区の畜魂碑前で行いました。口蹄疫で犠牲となった家畜たちの冥福を祈りながら、二度とあのような惨劇が繰り返されないよう、また再生整備工事が安全に施工されますよう参列者とともに願いを捧げました。

次に、子育て応援フェスティバルについてでございますが、10月27日、健康づくりセンターにおいて、町内保育園など関係団体の御協力のもと開催いたしました。折り紙づくりや人形劇などを行い、約1,800人の親子連れでにぎわいました。

次に、消防団公開機庫点検についてでございますが、11月16日、秋の全国火災予防運動に合わせ、消防団各部機庫の一斉点検を行いました。各部とも創意工夫をしながら点検整備を行っており、不備な点もなく、町民の生命と財産を守る消防団に対する心強さを改めて感じることができました。

次に、意見交換会、集会、要望活動等についてでございますが、11月7日に東京はまゆう会、11月18日から20日にかけて全国町村長大会、11月27日に新田原基地周辺協議会要望活動、11月28日から29日にかけてキャンプフォローアップ及び企業訪問活動を行いました。

これからも、国、県、町村長会、関係団体等と連携を密にしながら、さまざまな取り組みを積極的に進め、本町の発展につながりますよう努めてまいりたいと存じます。

なお、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午前10時13分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

○町長（小澤 浩一君） 政務調査について御報告を、町民の日の式典、47回と申しましたが48回、高鍋町社会福祉大会が47回です。以上のように訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

※後段に訂正あり

---

### 日程第3. 会期の決定

○議長（山本 隆俊） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は会期日程予定表のとおり、本日から12月18日までの10日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から18日までの10日間に決定いたしました。

---

### 日程第4. 請願第1号

○議長（山本 隆俊） 日程第4、請願第1号子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願につきましては、文教福祉常任委員会に付託されておりましたが、高鍋町議会会議規則第74条の規定に基づき、文教福祉常任委員長から、別紙写しのおり継続審査の申し出がありました。よって、閉会中の審査を認め、次期定例会において、その審査報告を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。本件は閉会中の審査を認め、次期定例会において、その審査報告を求めることに決定いたしました。

---

### 日程第5. 同意第4号

○議長（山本 隆俊） 日程第5、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。現委員の篠原房佳氏が平成25年12月18日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。このことにつきまして、御同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 本件につきましては再任でありますので、略歴の説明を省略します。以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第4号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

---

**日程第6. 議案第48号**

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第6、議案第48号西都児湯地域視聴覚教育協議会の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第48号西都児湯地域視聴覚教育協議会の廃止について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、同協議会は設置から一定の役割を終えており、今後は各市町村において独自の視聴覚事業を展開していくこととしたため、地方自治法第252条の6の規定により、同協議会を廃止し、議会の議決を求めるものでございます。

本案につきまして、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（中里 祐二君） 社会教育課長。詳細説明を申し上げます。

西都児湯地域視聴覚教育協議会は視聴覚教育に関する事務を共同して管理、執行をすることを目的に、昭和45年に設立をされ、これまで西都児湯地域の視聴覚教育の振興を担ってきた組織であります。

昭和40年代、視聴覚機材等は高価なものであったため、共同購入をし、機材の使い方などの講習も合わせて行ってまいりましたが、近年の情報技術の進展により16ミリ映写機、フィルムからビデオ、DVD、プロジェクターと移り変わり、機材等も安価となり、西都児湯各市町村にも配備が完了し、それぞれの市町村単独でも十分対応ができる状態になってまいりました。

また、協議会の主たる業務であります機材、教材の貸し出し業務の利用件数が年々減少している状況にあり、現在ではピーク時の半分以下となってまいりました。こうした状況を踏まえて、構成市町村において検討を行った結果、今後、各市町村が独自に視聴覚事業を展開していくことで合意に至ったことから、平成26年3月31日をもって協議会を廃止したいというものであります。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。これから質疑、討論、採決を行います。

議案第48号西都児湯地域視聴覚教育協議会の廃止について質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今回、廃止をされるに当たって先ほど説明がありましたけれども、これまでの半数ぐらいはまだ利用があるというふうな説明でしたけれども、私は、少なくともまだ使っていらっしゃる、利用をされていらっしゃる方がおられるということを考え



たときには、少しその辺の協議がどういうふうになされてきたのかということを見通して廃止という提案をされているのだろうとは思いますが、どういうふうな話し合い、廃止となることでその目的、各地方自治体で果たせていくのか、それまでの機材とかそのものについて、どのような話し合いをなされてきているのかお伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（中里 祐二君） 社会教育課長。先ほども申しましたが、利用者のほうが年々減少しておりまして、現在、非常にもう半分以下というふうな状況であります。ただ、現在の利用者、利用件数から見まして、プロジェクター、現在は16ミリフィルムではなくてDVDとかプロジェクター、パソコン等の貸し出しが多くなっている状況でございます。

機材に関しましては、各西都児湯市町村に、既にそれぞれ機材も配備がされているということで、機材に関しましても、それぞれその市町村ごとで独自で対応ができると。そしてまた、現在、もうDVDが主流となっております。以前は16ミリフィルム等を使っておりましたが、当時でいいますと、高いものではフィルムが30万円を超えていたものが多うございました。現在では1万円あたりというふうな状況で、購入につきましても、協議会で共同購入するというふうな部分に関しましては、もうそれぞれ単独でも買えるというふうな状況になっておりますので、十分、各団体でも対応ができるということで、今回は、協議会についてはもう役割を終了してるという認識のもとで、廃止をさせていただきたいというふうに考えているものです。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 確かに、役割そのものは、もう、ないというふうに判断ができるのではないかと私も考えるんですけれども、問題は、これまであったいろんな16ミリの映写機も含めて、いろんな設備投資をしてきている部分の中で、それらをどうやって、逆に言えば処分していくのかということも、議題に恐らく上がったんじゃないかなというふうに思うんです。だから、これはもう、優に耐用年数は過ぎてるというところで廃棄処分とするのか、それとも歴史的な背景から考えて、この部分については、やはり取っておく必要があるというような判断がどういうふうになされてきたのかということが非常に心配になるんですね。だから、新しいものが出てきたら、古いものが保管する場所というのも当然ありませんし、そういうのをどういうふう処理していくのかということもきちんと聞いておかないと、倉庫に眠ったまままで備品として残っていると、そういうことがどんどん重なってくると、先ほど定期監査の報告でも、代表監査のほうから報告がありましたように、廃棄処分をしなければならぬような備品などがずっと残っていつている状況になってくると、協議会は廃止されたにもかかわらず、それらが宙に浮いてしまうという状況にもなりかねないかなと、私は思うんですよね。どこにも所属のしないものがもし出てきた場合、それがどういった流れでどういう処分されていくのかということが私はちょっ

と理解できませんので、そののところだけを理解できるように説明をお願いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（中里 祐二君） 社会教育課長。財産関係の配分についてですが、16ミリ、DVD等のソフト、それから現在も利用できるプロジェクターにつきましては、これまでの負担金の割合で案分をしまして、その本数で配分をするということが協議済みであります。

そして、古い16ミリフィルムについてですが、16ミリフィルムにつきましては必要だという希望される市町村がございませんでした。それで、16ミリフィルムにつきましては全て高鍋町のほうに置くということになったわけですが、今後、各学校とか団体などの譲渡先を探しまして、将来的には本数を減らしていこうというふうに考えております。16ミリフィルムに関しては、相当古いものも相当数ありまして、ただ、今回、協議会を解散するに当たって、1本1本視聴しながら見てみるという確認は、ちょっと作業はできませんでしたので、今後、利用できるのかどうかも実際にやりながら行っていきたいというふうに考えております。

16ミリフィルムの機材に関しましては、現在、メンテナンス、故障した場合に修理をしてくれる業者が、もう既に宮崎市ではなくなっておるというふうな状況もございまして、譲渡先についても、今後、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） できれば、視聴覚の協議会の廃止ということの中で、その辺もはっきりと、16ミリの映写機については、動かないものに関してはもう処分すると。そして、本当に機材で、16ミリの映写機については、修繕をしてくれるところが、もう宮崎県にはないんです。ある程度の一部の、36ミリが廃止されたときに、映写技術、そういった映写の、だから、映写機を直してくれるところというのは、全国でも本当に数えるぐらいになってきているということ。

何軒か、この前ちょっとインターネットで見たら何軒かあって、その人たちにもお願いしても半年待ちとか1年待ちとか、そういう状況というのがあるみたいなんです。そういうことを考えたときには、視聴覚機材について、例えば、もう廃棄処分をすると。どっかに譲渡先というふうになると、非常に、私は譲渡されたほうも逆に迷惑な部分もあるんじゃないかなという気がするんです。マニアで、それが欲しいという方がいらっしゃれば別ですけども、16ミリフィルムもつなげば何とか見れるという状況があれば、それは利用できるかもしれませんけれど、これが、もう本当に長く年月がたってるフィルムというのは切れやすいので、切れる、カットするところも映像が飛んだりとか、そういう状況が出てきてしまうと非常に見にくいし、見ても何の価値観もないというような状況というのが出てくる場合が恐らくあるんじゃないかなと思うんです。それを1本1本全部見ていったら、とにかく、何人か人を配置してやらないといけないという状況がひよっとした

ら生まれるんじゃないかなと思うんです。だから、これが教育的価値がある、歴史的価値があるという判断が教育長なり町長のほうで判断されれば、それは予算を新たにつけて、そういった視聴をする人たちをちゃんとつくって、それで廃棄処分にするのかしないのかということを一年がかりぐらいで決められたら、それはよろしいかなと思うんですけれども、この、やっぱり、財政難のときにそこまでしなければならぬのかということには、私は少々疑問があるんですね。だから、これが高鍋町だけでできるものではありません。私はないと思いますんで、当初、16ミリ映写機の操作については宮崎県が技術者を管理してたという状況というのは、それから各市町村に移されましたので、県とできれば協議して、できれば早急な形で、お金のかからない方法で処分ができるよう、県とも私は協議をしていただいて、廃棄処分にするのかしないのかということも含めて、県のほうにあるのであれば、もうこちらは廃棄処分しても構わないんじゃないかなというふうに思うんです。だから、そういうところをできるだけ早く、あんまりそこに人をかけてお金をかけてということになってくると、私は、このために、廃止をしたがためにこれをしなきゃならないっちゃうことになってくると、高鍋町が引き受けたのはよろしいんですけれども、そのためにまたお金を、新たに予算を組まなきゃならないということになってくると、非常に私は問題が発生するのかなというふうに思ったものですから、この廃止については、賛成は、私、するつもりではいるんですけれども、その処分がある程度はっきりしないと、なかなか、はい、賛成ですと、黙って賛成ですというわけにはいかないのかなって。賛成したじゃないと。じゃあ、後で予算が200万円要ろうが300万円要ろうが、あんたはだめよ、何にも言えませんよという形になってくると、私も、後で皆さんに対して説明のできにくい状況ちゃうのが生まれますので、できれば、この場である程度の見通しというのをどういうふうに、ただ高鍋町が引き受けたということではなくて、処理をどうするのかと。できれば、私、廃棄処分にするならするというふうなお言葉を、使えないものについてはそういう判断を下してから、私は廃止についての提案がなされるべきではなかったのかなというふうに思うんですが、それに対してはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（中里 祐二君） 社会教育課長。16ミリ関係につきましては高鍋町に置くということで先ほど申し上げましたが、見ていくというふうなところについて申し上げたのは、それをお客様、利用者の方々にまた提供するという意味ではなくて、もう使えないものは使えないというふうに分別をしながら、機材につきましても、故障をしているものに関してはもう修理不能ということで、廃棄の方向で考えていきたいと。ただ、現在、使用がまだできるというものに関しては、今後、譲渡するのか、それとも、例えば、資料館、歴史的な価値があるものであれば歴史資料館のほうに置いておくとか、そういったことも含めながら考えていきたいと。原則、もう予算を使わない方向で対処していきたいというふうに考えております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第48号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、議案第48号西都児湯地域視聴覚教育協議会の廃止については、原案のとおり可決いたしました。

---

日程第7. 議案第49号

日程第8. 議案第50号

日程第9. 議案第51号

日程第10. 議案第52号

日程第11. 議案第53号

日程第12. 議案第54号

日程第13. 議案第55号

日程第14. 議案第56号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第7、議案第49号尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の委託の廃止についてから、日程第14、議案56号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）まで、以上8件を一括議題といたします。

一括して、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第49号尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の委託の廃止についてから議案第56号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでを一括して、提案理由を申し上げます。

まず、議案第49号尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の委託の廃止についてでございますが、本案は、平成24年度から取り組んでまいりました同事業が、平成25年度をもって事業完了することから、地方自治法第252条の14第2項の規定により事務の委託を廃止し、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第50号国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型 尾鈴地区）の事務の委託についてでございますが、本案は、平成26年度より同事業に取り組むことにより国営施設の尾鈴地区農業水利事業造成施設の適切な維持管理を行うため、地方自治法第252条の14第1項の規定により協議で規約を定め、同事業の当町の区域内に関する事務を川南町に委託することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第51号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について及び議案第52号高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定についてでございますが、本案はいずれも、地方自治法第244条の2第3項の規定により、高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館は社会福祉法人高鍋町社会福祉協議会に、高鍋町総合交流ターミナル施設は株式会社高鍋めいりんの里に、それぞれ指定管理者として指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第53号社会教育委員設置条例の一部改正についてでございますが、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により社会教育法の一部改正が行われ、これまで法律で定められていた社会教育委員の委嘱の基準が削除され条例で定めることとされたことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第54号高鍋町債権管理条例の制定についてでございますが、本案は、当町の債権について、より一層適正に管理するため、督促、延滞金、滞納処分、債権の放棄等について関係法令に基づき条例に定めるものでございます。あわせて条例の制定に伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第55号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,835万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億4,085万8,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では、高鍋高校ラグビー部全国大会出場補助金、地方バス路線維持費補助金、固定資産税還付金、返還金、障害者介護給付費等の追加、放課後児童クラブ支援事業の追加、地域支え合い体制づくり事業、西都児湯医療センター負担金の追加、みやざき特産野菜価格安定対策事業負担金、※森林整備加速化・森林再生事業補助金、小規模事業者特別融資制度利子補給補助金の追加、防災士養成事業補助金の追加、町体育館設置の体育器具購入費等でございます。

財源といたしましては、国、県支出金、寄附金、繰越金、諸収入等でございます。あわせて、口蹄疫復興ファンド支援事業ほか5件の繰越明許費の設定、公共施設維持管理委託及び土地借上料、施設管理委託並びに事務の委託に伴う債務負担行為の追加補正を行うものでございます。

次に、議案第56号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、平成26年度の施設維持管理等委託に伴う債務負担行為を設定するものでございます。

※後段に訂正あり

以上、8件の議案につきまして、御審議賜りますようお願い申し上げます。（発言する者あり）

歳出の主なものの中で、森林整備加速化・林業再生事業補助金ですね。これ、森林と読んだそうですので、林業にかえていただきたいと思います。

以上です。

---

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。

10時50分から議員協議会を開きたいと思いますので、第3会議室のほうにお集まりください。

午前10時40分散会

---